

提出書類の判定表

あなたに該当する枠(いずれか1つ)内の書類の写しをご提出ください。
※ 書類は、いずれも就業実態を証明する直近のものを提出してください。

(1) 就業実態区分が1(法人事業主)・3(法人役員)

法
人
事
業
主
・
役
員

- ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)※必須
- ・事業内容を確認する書類 ※初めて登録する事業所の場合
(下記⑦～⑩のいずれか1点を提出)
- ⑦新規適用届・法人設立届出書の控え(設立から6か月以内の場合)
- ⑧建設業許可通知・登録電気工事業登録証・建築士事務所登録証
- ⑨労働保険保険料申告書の控え・労働保険特別加入証明書等
- ⑩工事請負契約書又は発注書等

【法人設立日(就任日)と適用の開始が同日の場合】

・健康保険適用除外承認証

【法人設立日(就任日)以降報酬がない場合】

・法人設立日(就任日)以降報酬が無いことを確認できる書類(下記①～③のうちいずれか1点を提出)

①決算書②法人税申告書の控え③取締役会議事録

(2) 就業実態区分が2(個人事業主)

下記①～⑤のうち、いずれか1点を提出。(数字の小さいものを優先)

個
人
事
業
主

- ①所得税の確定申告書の控え
- ②建設業許可通知・登録電気工事業登録証・建築士事務所登録証
- ③労働保険保険料申告書の控え・労働保険特別加入証明書等
- ④個人事業の開業等届出書の写し(事業所の開業日から1年以内のもの)
- ⑤工事請負契約書又は発注書、建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録画面の写し等。

注意【上記(2)の①③④:要建設関連の職種】

(3) 就業実態区分が7(社保適用対象)

常
用
労
働
者

健康保険適用除外承認証

※東京土建に加入していない事業主に雇用されている人は、事業所の業種を確認するために法人事業所の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)および事業内容を確認する書類(上記(1)⑦～⑩いずれか1点)を提出。個人事業所は上記(2)の①～⑤のいずれか1点を提出。

注意【5人以上個人事業所は従業員のみ適用除外承認証を提出】

(4) 就業実態区分が8(社保適用対象外)

労
働
者
等

【法人事業所、5人以上個人事業所及び任意適用事業所】

・労働実態が確認できる出勤簿・タイムカード等(事業所名必須)

・事業所従事者証明書(社保適用対象外であることを確認するために、出勤簿等の就業実態を確認する書類と一緒に事業所従事者証明書の提出が必要)

※東京土建に加入していない事業主に雇用されている場合は、事業所の業種を確認するため、法人事業所は登記簿謄本(履歴事項全部証明書)および事業内容を確認できる書類(上記(1)⑦～⑩いずれか1点)、個人事業所は、事業主の業種確認書類(上記(2)、社名と業種がわかるもの)を提出。

【4人以下の個人事業所(任意適用事業所以外)】

源泉徴収票・給与明細書(事業所名必須)、建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録画面の写し等、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(雇用されたばかりで給与明細書等が提出できない場合)

※東京土建に加入していない事業主に雇用されている者は、事業所の業種を確認するために上記(2)、社名と業種がわかるものを提出。

(5) 就業実態区分が4(一人親方)・5(外注)・6(日当)

- ① 所得税の確定申告書の控え(要職種・建設関連)を提出。
※e-Tax(ネット申告)の場合は、要受付番号

①がない場合 ↓

- ② 建設業許可・登録電気工事業登録証・建築士事務所登録証を提出。
(建設産業の職種・商号等が確認できる都道府県または市区町村等の地方自治体から受けた建設産業に関する認可・許可・登録・名簿登載等の証明書類に代えても可。)

②がない場合 ↓

- ③ 労働保険保険料申告書の控え・労災保険特別加入証明書等を提出。

③がない場合 ↓

- ④ 個人事業の開業等届出書の写し(事業所の開業日から1年以内のもの)を提出

④がない場合 ↓

- ⑤ 事業内容が特定できる工事請負契約書又は発注書、建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録画面の写し等を提出。

提
出
書
類

事
業
所

個
人